

東京大学プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラムにおける卓越リサーチ・アシスタントの実施に関する細則

新領域創成科学研究科学術経営委員会

令和元年8月29日 承認

令和2年2月13日 改正

令和2年3月4日 改正

東京大学プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム（以下「本プログラム」という。）運営内規9-（1）に定める①卓越リサーチ・アシスタント（以下、「卓越RA」という。）は以下の通り実施する。

1. 対象者

本学大学院に在籍する学生のうち、本プログラムに採択され履修する者。

2. 委嘱手続き

(1) 公募

上記1の学生のうち希望する者は、本プログラムへの応募の際に卓越RA研究業務計画書（様式1）を提出する。

また、本プログラム履修生として採択されている場合には、指定された日までに、卓越RA研究業務計画書（様式1）を提出する。

(2) 採択

①採択にあたり、学生から提出された卓越RA研究業務計画書を基にプログラム運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において、本プログラムにとって有益な研究成果が期待できるか、大学院学生に委嘱する研究業務として適正な規模か等の観点から審査し決定する。

②採択された学生に対しては、卓越RA研究業務委嘱通知書（様式1-2）を交付する。

(3) 委嘱

委嘱開始日は、月の初日からとし、終了日は月の末日とする。また、委嘱期間は、当該会計年度を超えない範囲とする。また、一人の学生に対する委嘱期間の合計は、修士課程学生においては18ヶ月（但しカテゴリー2の修士課程学生においては24ヶ月）を、博士課程学生においては36ヶ月を限度とする。

(4) 委嘱内容の変更

①委嘱期間中に当該学生からの申し出により委嘱期間を変更（委嘱の中止を含む。）する場合は、卓越RA研究業務変更通知書（様式3-1）又は卓越RA研究業務中止通知書（様式3-2）を交付する。

②本プログラム又は学生において、不測に起きたやむを得ない事情により、委嘱期間の途中で委嘱内容の変更又は中止せざるを得ない場合には、不測の事態や当該学生の研究業務の進捗状況等に応じ、委嘱期間中であっても委嘱内容の変更又は委嘱の中止を行うことができる。

③卓越R Aである者が「東京大学プロアクティブ環境学国際卓越大学院プログラム運営内規」(平成30年11月21日新領域創成科学研究科学術経営委員会 承認)の「8. プログラム履修生の義務」に反した場合は、委嘱を中止することができる。

④上記①～③の委嘱内容の変更および中止は、運営委員会の審査を経て行う。

(5) 委嘱内容の評価

委嘱期間終了後、当該学生から提出された卓越R A研究業務終了報告書(様式2)について、運営委員会において研究業務の実施内容及び遂行経過の審査及び評価を行う。

3. 卓越R A研究業務月額単価の取扱い

(1) 卓越R Aの研究業務の月額単価は、委嘱する研究業務の難易度を勘案し、18万円を上限として運営委員会において決定する。月額単価の日割支給は行わない。

(2) 研究業務月額単価の支給は、当該委嘱月の翌月とする。

4. 他の経済的支援等との重複支給について

卓越R Aは、他の給付型奨学金などの育英資金を受給することを原則禁止する。卓越R Aと重複受給可能な経済的支援等は、別表に示す。

5. 留意事項

(1) 学生が遂行する研究業務については、当該学生の授業等に支障がないよう教育的配慮に努める。

(2) 在留資格が「留学」である外国人留学生に対し卓越R Aを委嘱する場合は、資格外活動許可を受ける必要はない。

(3) 研究業務単価の支給は、税法上、給与所得として課税されるので、毎月所得税を源泉徴収の上、支給することとなる。その際、1月から12月までの年収が103万円を超えると所得税が課税されるため、年末調整や確定申告を行う必要がある。なお、当該年収に応じては、次年度に住民税が課税される場合もある。

(4) 学生が所得税法上の扶養に入っている場合は、当該学生の1月から12月までの年収が103万円を超える場合は扶養控除を受けられないこととなる。

(5) 健康保険の被扶養者となっている学生は、学生の収入によっては被扶養者から外れる可能性がある。(例：共済組合、政府管掌保険は年額130万円(月額108,333円)を超える収入がある場合は被扶養者から外れる。)また、外れた場合は学生自身で国民健康保険に加入することが必要となる。

(6) 授業料免除は、世帯の状況により家計基準の計算が異なるが、当該学生の収入額によっては、免除されない場合もある。また、日本学生支援機構奨学金の採用においても、収入基準額を超える場合には採用にならない。

6. 事務取扱

本プログラムが委嘱する卓越R Aに関する本研究科内の事務は教務チーム(教育支援室の事務担当)が行う。

附則： 本細則は令和元年8月29日から施行する。

附則： 本細則は令和2年2月13日から施行する。

附則： 本細則は令和2年4月1日から施行する。

別表

制度等		WINGS-PES 卓越 RA との 重複受給 ※4
日本学術振興会 特別研究員	給付	×
(外国人留学生) 日本政府 (文部科学省) 奨学金	給付	×
(外国人留学生) 留学生受け入れ促進プログラム (留学生学習奨励費)	給付	×
(外国人留学生) 母国の奨学金	原資による	×
(外国人留学生) 東京大学フェローシップ	給付	×
(外国人留学生) 東大外国人留学生支援基金	給付	×
日本学生支援機構 貸与型奨学金	貸与	○
日本学生支援機構 海外留学支援制度 (協定派遣)	給付	×
トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム	給付	×
アルバイト等 ※1	対価	△
インターンシップ ※2	対価	△
民間奨学金 ※3	原資による	△
授業料免除	—	○

- ※1 アルバイト等のうち、以下に該当する者については例外的に重複受給可能とする。
- 1) 事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合の TA・RA
 - 2) 診療従事が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診察を行う医員等
 - 3) 大学等高等教育機関 (大学、短期大学、高等専門学校) における非常勤講師
 - 4) 学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務 (単発のものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可)
 - 5) スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等の TA
 - 6) 研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬
 - 7) 学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの
- ※2 教育研究活動の一環として行うインターンシップは受給可能。
- ※3 奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認すること。
- ※4 重複受給可能な経済的支援等については、WINGS-PES 卓越 RA の月額単価と合わせて 28 万円 / 月を超えてはいけない。